

## 令和5年度栗原市総合教育会議 会議録

1 招集日時 令和6年1月31日(水) 午前10時

2 招集場所 金成庁舎3階 特別会議室

3 出席構成員

市長	佐藤 智
教育長	千葉 睦子
教育委員	只見 直美
教育委員	蘇武 德行
教育委員	久我 一仁
教育委員	千葉 みどり

4 説明等のため出席した者

教育部長	鈴木 学
教育部次長	尾形 寿美
教育部次長	菅原 健志
教育総務課長	佐々木 一浩
学校教育課長	菅原 主税
学校教育課副参事	佐藤 千寿
社会教育課長	森 和也
社会教育課長補佐	鈴木 隆之
文化財保護課長	千葉 長彦
教育研究センター所長	小野寺 一浩
教育研究センター副参事	加藤 忠
総務課長	高橋 貴之
総務課秘書係長	熊谷 克美
教育総務課長補佐	高橋 一人

5 開会 午前10時

教育総務課長 ただいまから、令和5年度栗原市総合教育会議を開会いたします。  
よろしく申し上げます。

6 あいさつ

教育総務課長 開会にあたり、佐藤市長が挨拶を申し上げます。

市長 本日は、御多忙のところ、本会議へ御出席いただき、ありがとうございます。  
千葉教育長をはじめ、教育委員の皆様には、栗原市の教育行政の推進にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、元旦に 令和6年能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたら

しました。栗原市では、岩手・宮城内陸地震の後に職員研修を通して石川県羽咋市と交流があった縁で、1月3日に職員3人を羽咋市へ派遣し、飲料水や災害用トイレなどの物資を届けたところであります。また、建築物の応急危険度判定を行うため、1月26日から2月2日まで、社会教育課の職員を被災地に派遣しております。学校に避難所が開設され、母校で学習できない子供達や地域で復旧にあたる被災者を思いますと、今後も市として可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

本日の議題につきましては、令和6年度栗原市児童生徒支援体制、部活動の地域移行の2点を主題として、「栗原の子どもたちが安心して学べる支援、環境などの整備」、「児童生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境の構築」などについて、教育委員の皆様とご協議や意見交換を行い、今後の教育施策の実施に生かしたいと考えておりますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

## 7 協 議

教育総務課長

はじめに、栗原市総合教育会議運営要綱の第3条第1項をご覧ください。総合教育会議の議長は、市長が当たると定められておりますことから、佐藤市長に議事の進行をお願いします。

### (1)令和6年度栗原市児童生徒支援体制について

市 長

本日の議題は、2件であります。

会議の進行に御協力をお願いするとともに、活発な意見交換をお願いします。

それでは、(1)令和6年度栗原市児童生徒支援体制についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

資料1をご覧ください。はじめに、栗原市立学校の不登校者数の推移について説明いたします。小学校の不登校者数は、令和5年12月末現在で25人となっており、令和2年度に減少に転じたものの、再び増え始め、現在は令和元年度とほぼ同数となっております。中学校では、令和5年12月末現在で66人となっており、令和元年度から令和3年度までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じ、令和5年度では、令和元年度と比較して10人程度増加している状況であります。

次に、不登校児童生徒及び出現率の推移について説明いたします。小学校においては、宮城県及び全国と比較しますと、出現率は高くはなく、令和4年度末では、ほぼ半分程度となっております。中学校においては、宮城県の出現率よりも低い値となっております。全国との比較を見ますと、令和2年度及び令和3年度は同程度となっております、

令和4年度は1ポイント以上低い出現率となっております。

続いて、栗原市学校教育支援室の支援状況について説明いたします。適応指導教室、通称「けやき教室」であります。令和5年12月末現在で、小学生が1人、中学生が7人、合計8人が利用しております。また、子どもの心のケアハウス事業であります。令和5年12月末現在で、小学生が5人、中学生が9人、合計14人が利用しております。以上が、栗原市における不登校児童生徒及び支援状況となります。

次に、資料2をご覧ください。令和6年度栗原市児童生徒支援体制について説明いたします。現在、栗原市学校教育支援室として実施している「子ども心のケアハウス事業」と「けやき教室事業」を統合し、「くりはら子どもの学び支援センター」として新たにスタートさせるものであります。

これまで、各学校では、不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する支援を依頼する際、学校教育課や学校教育支援室、県の在学青少年育成員など、どの機関に相談すればよいのかを迷いながら実施している部分がありました。そこで、来年度からは「くりはら子どもの学び支援センター」に窓口を一本化し、柔軟に子どもを受け入れ、アセスメントを行い、それぞれの状況に応じた支援に繋げてまいります。これが、資料2の図に示した赤色の囲み部分になります。本人の状況、家庭の環境、現在までの支援の経過、親子それぞれの思いや願い、これまで学校が行ってきた支援等をアセスメントし、ケース会議において協議し、支援に繋がります。

このように、学校と連携を図りながら、くりはら子どもの学び支援センターが主体となり、支援のスタイルとして、別室登校の支援を受ける学校支援、くりはら子どもの学び支援センターで支援を受ける来所支援、自宅で支援を受ける家庭訪問等支援のいずれが適するものなのかをケース会議で判断し、本人や家庭の了解のもと、支援を決定していきます。なお、図の中央右下に記載しております、D-care チームやくりっ子ドクターとの連携を図りながら、より良い支援を進めていくことも重要であると考えております。

最後になりますが、くりはら子どもの学び支援センターの大きな目的は、子どもの社会的自立であり、そのための心の居場所となることです。平成28年に公布された教育機会確保法にもありますように、不登校を問題行動と捉えずに、心の状況が折々に変化する児童生徒一人一人に応じた支援を行うことが重要です。くりはら子どもの学び支援センターが児童生徒一人一人の心の居場所となるよう、一人一人の意思を尊重しながら教科の学習を進めるとともに、体験活動、運動、レクリエーション活動等も取り入れ、児童生徒により良い生活習慣や仲間と関わる力、主体的に生きる力を身に付けさせてい

くことが非常に大切なことであると捉えております。

以上で説明を終わります。

市 長

説明が終わりました。教育長から何か補足がありましたら、お願いします。

教育長

現在でも、学校教育支援室ということで、「けやき教室」と「子どもの心のケアハウス」の2つの事業を実施してはいるものの、なかなか柔軟な受け入れ体制になっていないところもありましたので、より柔軟に子供たちを受け入れられる環境を整備しようというものです。これまでは、利用にあたって、どのような支援を必要とするかについて、子ども達からの意思表示を求めておりましたが、利用しやすさという点で課題がありました。そこで、どのような支援が必要なのかわからなくてもいいから、まずは受け入れできるようにするというので、新たな体制を整備しようと考えたものです。

市 長

それでは、委員さん方から御質問・御意見を頂戴したいと思いません。

久我委員

不登校児童生徒数の推移と支援の利用状況を見ますと、学校教育支援室の利用以外でも家庭訪問支援なども実施されているものと思います。これ以外の支援状況や子ども達の状況把握はどのようになっているのでしょうか。

学校教育課副参事

市の対応状況につきましては資料記載のとおりですが、このほか、県の事業として15人の児童生徒の支援を行なっております。さらに、各学校では、先生方が交代で別室支援を行なっている場合もあります。また、学校から様々なアプローチをしても、保護者の理解を得られなかったり、児童生徒自身が受け入れられないという場合もありますので、その場合には、定期的に学校から家庭に電話連絡をするなどして、繋がりを切らさないように努めております。

久我委員

指導員の派遣については、何人くらいの体制でしょうか。

学校教育課副参事

現在、9人の指導員で対応しております。

千葉委員

支援を受け入れない家庭へのアプローチは、どのように対応しているのでしょうか。

教育部長

ケースバイケースでの対応となります。保護者と学校との信頼関係が損なわれている場合があり、子どもを学校に行かせたくない保護者の方もおりますし、また、そういった気持ちがある一方で、子どもには学習が必要だと考える保護者の方もいらっしゃいます。その場合には、学校教育支援室の指導員がアプローチして、子どもの学習を支援していく例もあります。あるいは、極端な例ではありますが、保護者自身が子どもに学習を教えるという理由で、一切のアプローチを拒否される例もあります。これについては、粘り強く連絡をとるなどして、繋がりを絶やさないようにしております。家庭環境に問題がある場合もありますので、その場合は、ケースワーカーなどの専門

家が入り、連携しながら対応しております。

蘇武委員

不登校にも様々な原因があると思います。保護者が学校に行かせないということもあるでしょうし、子どもが精神的な不安定な状態で学校に行けないということもあると思います。或いは、友達との関係がうまくいかないとか、クラスに乱暴な子がいるなどの理由で、学校に行きたくないという子もいることと思います。一口に不登校と言っても、様々なケースがあるので、それらを分析して対応していかなければならないと思います。本人の問題、友人関係の問題、家庭の問題など、様々なケースに分類して、それに応じた指導をしていく必要がありますし、学校に登校できている子、保健室登校をしている子、全く登校できない子などについても対応方法が異なりますので、しっかりデータを分析して対処していただきたいと思います。

それから、新しい支援体制案については、以前の教育委員会の会議の際にも話題になりましたが、子どもの学び支援センターを教育研究センターと同じ建物の中に置くということで、一つの施設の中に2つの部門があり、それぞれに2人の長がいる体制になるとのことでした。これについては、利用する側から見てわかりにくい状態になるのではないかと感じているところです。

教育部長

それぞれの子どもの状況を分析して、対応していくべきとの御意見については、まさにおっしゃるとおりだと思います。これまでは、関係者間の横の連絡を密に行うことができなかったところもありました。これまでの反省を踏まえて、新体制では、ケース会議の充実なども掲げておりますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから、組織体制についてですが、具体的な組織のあり方については、人的な配置なども関わってきますので、市長部局との調整も必要となります。そのため、より良い組織のあり方については、令和6年度中に検討してまいりたいと考えております。しかしながら、不登校の児童生徒への支援は喫緊の課題として捉えておりますので、まずは、子どもの居場所づくりの事業の部分について、来年度の4月から実施してまいりたいということで準備を進めているところです。事業を進める中で、出てくる問題点などを整理しながら、より良い組織のあり方を検討していきたいと考えております。

只見委員

不登校の児童生徒の出現率という数値をお示しいただきましたが、この数値をどのように理解したら良いのかお教えいただきたいと思っています。例えば、1年間を通じて、或いは、6年間を通じて、ずっとこの値というわけではないと思います。途中で改善して登校できたり、また不登校になったりなど、途中経過があると思うのですが、何か改善していることが、統計的な数値として読み取ることはできないのでしょうか。改善が見えると、安心できる部分もあると思います。

それから、支援センターの新たな仕組みについては、不登校をどのように改善していくのかという将来像や目標、成功例のようなものが示されれば、利用する側にもわかりやすいのではないかと思います。

学校教育課副参事

資料にあります出現率については、30日以上学校を欠席した人数を全児童生徒数で割った値となります。

教育部長

出現率については、ある時点の状態を示している数値です。改善までには一定のプロセスがありますので、今後、途中経過など改善の状況がわかるような資料を教育委員会の会議の中でもお示しできるようにしていきたいと思います。

それから、新たな支援体制における目標設定についてですが、組織をつくるにあたって、現時点では具体的な目標値などは定めておりません。考え方としては、資料1に示しておりますように不登校の児童生徒は全体で91人という数字になっておりますが、このうち、けやき教室に通っている児童生徒が8人、子どもの心のケアハウスを利用して家で学習しているのが14人という状況となっております。新たな体制を整備する目的としては、不登校の91人を可能な限り減らしていくことではあるのですが、これに加えて、子ども達が家から出て、他の子ども達や社会と接するための「居場所」をつくるという目的があります。これまで家から出ることがなかった子が、支援センターに通うようになり、さらには、学校に登校できるようになるというように段階的な流れをつくっていかうというものです。勉強するのが嫌いでも、友達と会って楽しくおしゃべりがしたいという子もいると思いますので、そのような子ども達の居場所として、不登校の91人のうち、できる限り多くの子どもが支援センターに通って、何か皆んなで過ごせるような場所にしてもらいたいという意図から、新たな居場所としたいと考えるものです。

教育長

よく不登校の数が問題となりますが、今回、出現率ということで資料でお示したのは、栗原市以外の他の状況との比較という意図があったからです。全国や県の不登校の状況と比べると、栗原市は出現率は低いということをまずは知っていただきたいと思います。先日、くりっ子ドクターとお話をする機会がありましたが、その話を受けて、皆さんと意識を共有したいと思ったのが、「不登校を問題行動としない」ということです。不登校になると、本人はもとより、家族も苦しみますので、不登校になったとしても、まず、それを悪いものとして捉えないということが、本人や家族のプレッシャーを和らげることに繋がるということです。そして、何が原因なのかを突き詰めて「悪者さがし」をしないということ。不登校の本人も、何が原因なのかを今は理解できなくても、何年か経って冷静に振り返ったときに理解できるようになることも多いようです。今必要なのは、どういっ

た支援が必要なのかを考えることです。例えば、朝起きが苦手など、生活における行動から改善を図るというアプローチの仕方、そのためには、本人ができること、家庭ができること、学校ができることをやっていくことが重要となります。

ドクターによれば、栗原市の不登校の出現率が低いのは、学校の先生達が頑張っている結果であるとのこと。不登校の数こそ減ってはいないものの、内容は悪くはないそうです。学校長とも考え方を共有したいということで、今年度の学校長会議の際にドクターからお話をいただいております。来年度についても、仕組みや考え方、医療機関との連携などについて共有していきたいということ、ドクターと確認しております。それぞれの立場で、共通理解をもって、悪者さがしではなく、子ども達がどういった支援を必要としているかを最優先に考え、そのためのあり方として、新しい体制を検討してきたものです。

市長

医療の視点からも支援が必要という状況もあると思いますので、ドクターからの支援も引き続きお願いしてまいりたいと思っております。ただ、医療との連携については、保護者にとっては、自分の子どもは病気ではないとの思いから、ドクターからの指導は必要ない、認めたくないという方もいらっしゃる、なかなか取扱いが難しいところでもあります。

それから、先ほど、不登校の出現率の話もありましたが、統計的な数値だけでは判断できないところもあると思いますので、要因を分析する必要があると感じております。数値が大きく減ったという要因が、単に、該当者が卒業したことによる場合もあると思いますが、事務局ではどのように把握していますか。

学校教育課長

数値の変動については、それぞれのケースによって要因は様々ですが、入学・卒業が影響しているところもあると思います。

蘇武委員

数値変動の中身については、ぜひ追跡調査をしていただきたいと思っております。例えば、同じ学校の中であって不登校が増えるという場合には、学校の中に問題があるということも考えられますし、逆に減った場合などは、学校の環境が良いということも考えられます。或いは、学校の先生の指導が良くて不登校が減ったのか、単に入学・卒業で減っただけということもあります。是非、追跡調査をして、今後の課題の解消に繋げていただきたいと思っております。

市長

新年度からの支援体制については、非常に良いものだと思いますので、指導員の確保など人的体制については検討課題もあると思っておりますが、必要であれば、予算的な部分についても可能な限り対応してまいりたいと考えております。不登校に関する調査など要因分析を踏まえた指導等の取組みについては、今後も教育委員会の中で議論していただき、より良い支援体制の構築をお願いしたいと思います。

教育長

不登校対策として、文部科学省では魅力ある学校づくりを推進しております。子ども達にとって学校は、友達や先生に会えることで楽しいと思える場所であり、そして、授業が理解できて楽しいと感じることができる場所であることが重要です。この2つができていれば、新たな不登校は生まれにくいという考え方から、まずは、これを頑張りましょうということで推進しているのが、魅力ある学校づくりです。これは、国の補助事業としても展開されているもので、今回、市でも申請したところでしたが、多くの自治体からの申請があり、残念ながら採択はされませんでした。しかしながら、補助金が交付されなくても、この考え方に立って学校運営をしていくことはできますので、取組みを進めていきたいと考えております。事業の取組みとしては、非常にシンプルで、子ども達を対象に、年に2回程度のアンケートを実施し、例えば、年度当初において、授業は理解できるか、学校は楽しいか、などのアンケートを実施し、その内容を教員一人一人が受け止め、これを意識しながら授業づくりや学級運営を工夫していくことで、その後のアンケートの数値を良くしていこうというものです。日常的なものなので、何か特段の対策をするというものではありません。このような意識をもつことが重要ですので、各学校においても、この視点を踏まえながら学校運営を行なっていただきたいと考えております。

市長

良い取組みであれば、補助事業でなくても、可能な限り市の予算で対応したいと思えます。不登校対策は、子どもが楽しく通える学校にしておくことが重要ですので、今後も学校・教育委員会・市が連携して取り組んでまいりたいと思えます。

ほかに御意見・御質問等ございませんか。

(なしの声あり)

それでは、一つ目の議題については、以上としたいと思います。

## (2)部活動の地域移行について

市長

次に、(2)部活動の地域移行について、事務局から説明をお願いします。

社会教育課長

部活動の地域移行について説明いたします。

スクリーンに表示しておりますものと同様のものが資料3となります。これをもとに説明いたします。

まず、現状については、資料の1ページから8ページまでとなります。栗原市の中学校生徒数は、令和5年度で1,380人ですが、令和11年度の見込みでは1,081人となり、図にお示したとおり、出生数の減少により21.7%減と予測しております。

次に、令和6年度の栗原市立学校の部活動設置見込数は、102となります。その内訳は、運動系90、文化系12となります。なお、図の学校部活動の枠で、男女混合部は大きい枠で表記しております。



令和6年度に新1年生が部活動に加入しない場合、黄色の網掛けは、部員が0人と見込んでいる種目となります。オレンジの網掛けは、男女混合部において、男子または女子が0人と見込んでいる種目です。102の学校部活動の受け皿となる団体数があるのか、指導人材が確保できるのかなどが課題となります。参考までに、令和5年度のスポーツ少年団数は、68団体、指導者は延べ247人の状況であります。指導者の数には保護者が含まれているため、実際の指導者数は、少ない現状となっております。

学校部活動の現状については、令和5年度の3年生が引退した以降、現在の1・2年生の部員数という条件で資料を作成しております。バレーボールを例にしますと、男子においては、令和6年度は、3年生の引退以降は、単独校は1校の見込みであります。女子においては、3年生の引退以降は、単独校で活動できない状況と見込んでおります。現状として、団体の部活動は部員数がギリギリ、または、生徒数の減少により、運動系部活動においてはゲーム形式の練習や対戦ができないなど、活動そのものが既に制限されている状況であります。このように、国が進める部活動の地域移行以前に、栗原市の部活動自体の存続のため、合同部活動など避けては通れない現状と捉えております。

資料の9ページから12ページまでは、想定する生徒サイドから見た移行パターンとなります。令和6年度以降の移行パターンであります。 「平日の部活動と同じ種目の地域クラブ活動があるのか」に対し、同じ種目の地域クラブ活動に所属、違う種目の地域クラブ活動に所属など、パターンを整理したものです。タイプA、B、Cのほか、部活動に所属せずクラブ活動のみを行なう「アスリート特化型」、部活動及びクラブ双方に所属しないなどの「学力型」、全く活動しない「無活動型」などが挙げられます。

現在、中学校の部活動は、「任意加入制」となっておりますが、安易に部活動に加入しなくてもいいのではなく、部活動を通じて社会性を学ぶ機会でもあることから、令和6年度の新1年生を対象とした入学説明会などでは、これまでどおり部活動に加入することを推奨するとしております。市においては、「部活動単位で移行する場合」は、単一学校が部活動単位で移行となると、小規模化の現状と受け皿が不足することから、現実的には難しいと考えます。

「個人単位で移行する場合」においては、既存の地域クラブが中学生を受入れる体制を整えることで、スポーツ等の機会の確保は、可能と考えております。なお、地域移行に伴い「日本スポーツ協会及び日本スポーツ少年団」においても、中学生受入れを掲げております。

13ページ以降は、市内の先行事例を取りまとめたものです。先行事例①から③までの地域クラブは、宮城県中学校体育連盟に地域ク

ラブとして登録申請しており、市では、これまでのクラブの活動を勘案し、承認しておりますことから、令和6年度の県中体連に参加可能となっております。市内における先行事例は、運営方式、学校範囲、練習会場、練習頻度、運営方法、受益者負担、指導体制、週間活動状況を取りまとめております。

先行事例①は、スポーツ少年団方式による男女サッカークラブの「ジョイナスフットボールクラブ」です。活動状況であります。地域クラブ活動として平日週3回の活動となっております。

先行事例②は、スポーツ少年団方式による男子バレーボールクラブの「金成ファイヤーフライ」です。活動状況であります。地域クラブ活動として平日週2回、休日1回の活動となっております。

先行事例③は、総合型クラブ方式による男女卓球クラブの「しわひめスポーツクラブ」です。活動状況であります。学校部活動は平日4回と、土曜日の1回です。地域クラブ活動として平日週5回、日曜日1回の連日の活動となっております。地域クラブ活動として連日開かれているので、生徒は自由に参加できる環境となっております。

先行事例④から⑥までは、現在のクラブ活動状況から、今後の地域移行に伴い地域クラブとして期待できるクラブと考えております。

先行事例④は、競技団体方式による「男女ホッケー部」であります。栗原市ホッケー協会により、指導者は成人ホッケーチームの選手が担っております。活動状況であります。学校部活動で平日4回、土曜日の1回です。地域クラブ活動は、土曜日1回の活動となっております。

先行事例⑤は、スポーツ少年団方式による「男女剣道部」であります。地域指導者による、指導及び運営となります。活動状況であります。平日は学校部活動と地域クラブ活動を並行して活動し、地域クラブ活動として土曜日1回の活動となっております。

先行事例⑥は、スポーツ少年団方式による「男女バレーボール部」であります。地域指導者による、指導及び運営となります。活動状況であります。平日及び休日は、地域クラブ活動となっております。

26ページ以降は、まとめとなります。

休日の部活動地域移行に向けた考え方を整理しますと、学校教育法に基づく「学校教育活動」が、地域移行により中学生のスポーツ・文化芸術活動を地域で展開する環境を整えることで、社会教育法に基づく「社会教育活動」に移行することになります。

市においては、先行事例で紹介しました地域クラブの活動の広がりから、令和6年度は学校部活動を継続しつつも、地域クラブ活動は「できるところから取り組んでいく」としております。市における、主な課題及び検討事項として、

- 1 生徒、保護者、学校、受け皿となる団体などへの理解促進
- 2 指導者の確保と質の保障
- 3 部活動と地域クラブ活動の整理として、活動時間、活動場所、責任などのルール化

の3点と捉えております。

以上で説明を終わります。

市長

説明が終わりました。委員さん方から御意見・御質問等を頂戴したいと思います。

只見委員

子ども達がやりたい部活動をできないという実情を知ると、これからは部活動をする・しないという段階から判断しなくてはならない時代になったのかと思うと、複雑な思いがします。ある学校では、この種目、また別の学校では、あの種目というように、限られた選択肢しかない中で、子ども達が望む部活動をどのようにして続けていくのか、難しい問題だと思いました。

蘇武委員

なぜ、今、地域移行という話になってきたのかという問題ですが、この話の発端は、もともと学校の先生方の過重労働の解消という課題があって、土日祝日の部活動の指導についても大きな負担になっているということで、これを地域の活動として引き受けてもらえないかという話だったと思います。これまでも野球や剣道など、もともと地域のスポーツ少年団などの活動として、部活動とは別に行なってきており、前々から、地域でのスポーツ活動を推進するという考え方はあったわけですが、生徒数が少なくなり、今後は学校の部活動自体ができない状況になってきたということです。地域移行の考え方として、一つは、単独の学校では部活動のチームすら組めない状況であることから、複数の学校が合同チームを組むために行うということ、もう一つは、学校でチームは組めるが、土日祝日の活動は学校ではなく地域で行うということのように、大きく2つの考え方があります。

いずれにしても、謝礼をどうするか、事故が発生した場合の責任の所在をどうするか、学校を離れて活動するので送迎をどうするか、指導者として適切な人材を確保できるかなど様々な問題があります。国からも具体的な方針がなかなか示されず、これまで話が進まない状態となっていますので、栗原市における部活動の地域移行については、焦らずに、他の先進事例を参考にしながら、良いところを取り入れて「栗原モデル」をつくり上げていくのが良いと思っております。ただし、子ども達が大会に出られないなどの不利益が生じないようなケアだけは、しっかりとしていく必要があると思います。

やはり、一番の課題は指導者をどのように確保していくかということだと思います。予算の確保や、いかにして適任者を指導者として選任できるか、或いは、指導者をどのように育成するかなど、市の考

え方についてお聞かせ願います。

教育長

市としては、地域の状況をよく見極めて進める必要があると考えております。県南の他市の例などを見ますと、運動部だけでなく文化部についても、長い時間をかけて地域で受け入れられる体制を作ってきているようですが、栗原の場合は、合併市で面積が広大だということもあり、他市の例と同じように市内のすべての地域で、子ども達がやりたい種目を同じように確保できるかという、かなり難しい状況であると思います。来年度から学校での部活動が全く無くなるというわけではありません。平日については、これまでどおり学校で教員が指導しながら部活動を行います。ただし、土日祝日に関しては、これまでのようにはできなくなると考えられますので、自分の住んでいる地区や隣接地区に行って学校と同じ種目の活動を行うという選択肢だったり、土日祝日は別の種目をやってみようという選択肢もあると思います。或いは、土日祝日については、部活動ではなく、習い事をやってみようという選択肢もありだと思っておりますので、これまでのように、中学校の3年間を同じ種目に組み込むしか選択肢がなかったことに比べて、子ども達が自由に選択できる選択肢が増えたと考えることもできます。

それから、指導者についてですが、先ほど市内の地域における3つの先行事例の説明がありましたが、市内の他の地域でもこれを参考にして独自に活動できるような流れができてくることが望ましいと思っております。先日、市内の各競技団体に集まっていたいただき説明会を行いました。競技団体ごとにかかなりの温度差がありましたので、そのような中で、押し付け的に地域移行をお願いしたとしても継続的な活動に結びつくとは考え難い状況です。現在、市内で先行している3つの競技団体の例が、今後、持続可能なモデルになってくれることに期待しているところです。

只見委員

先ほどの説明の中で、人数が減って、将来的に無くなっていく部活動があるということでしたが、無くなった後で、新しく部活動を作りたい、復活させたいという動きがあった場合は、可能なものなのでしょうか。

教育長

新しく部活動を作ることはかなり難しくなっていくと思います。なぜなら、生徒数が少なくなるに伴って、配置される教員の数も少なくなり、部活動を指導する体制をとること自体が難しくなるのです。部活動においては、事故が発生することもあるため、対応策として、現在では、一つの部活動に複数の教員で指導にあたるようになっております。したがって、尚のこと、教員の数が減ってくることによって指導体制をとることが難しくなり、新しい部活動を作ることは容易ではないというのが実情です。

千葉委員

先ほどの説明を聞きながら、いくつか気になった点があります。ま

ず、地域移行によって親の負担は少なからず増えるので、親がこれに対応できるかどうか問題になってくると思います。子どもが希望する種目があるにもかかわらず、親が敬遠してしまうということも起きてくるのではないかと思います。さらに、これによって、活動する子ども自体が少なくなって、地域移行したとしても、地域での活動そのものが長く続かないということにもなりかねないのではないかと感じたところです。

それから、中総体についてですが、地域移行した場合に、地域のクラブチームは中総体に出場することができるのかどうか気になりました。

また、地域移行において文化部の受け入れ先はあるのかという疑問もあります。例えば、吹奏楽など、スポーツのように基礎から教えてくれる指導者が果たしているのかどうか、或いは、美術などについても、個人的に趣味程度に行うことはできても、専門的に指導してくれる方がいるのかどうかという問題があると思います。そうなってくると、子ども達にとって、活動そのものが敷居の高いものとなって、結果的に家から出ないようになり、コミュニケーション能力を養う機会が少なくなってしまうのではないかと心配になります。

それから、指導者の人材不足についてですが、地域の指導者が高齢化してきておりますので、その方々がいずれリタイアした後、後継者を確保できるのかどうかということも気になったところです。

部活動は、これまでは学校教育活動でした。学校教育であるため、子ども達は学校に守られ、安心して活動することができたわけですが、今後は社会教育活動として移行することで、子ども達の安全確保について、学校教育活動と同程度に確保していくことが必要となってくると思います。将来的に部活動が地域に移行できるかどうかは、現時点ではわからない状況であるというのが正直なところです。スポーツ庁がヨーロッパ型の地域クラブ活動を理想として、地域移行の方針を示しておりますが、スポーツ庁を所管する文部科学省では、そこまで踏み込んだ方針を示しておらず、静観している状況ですので、今後の見通しは不透明です。

また、地域移行した場合における親の負担増に関する課題についてですが、これについても、国から具体的なモデルなどは示されておらず、できるものから地域移行した上で、これを先行事例として、課題についても走りながら検討していきましょうという考え方のようです。

中総体への地域クラブチームの参加については、宮城県においては種目ごとにルールを作っております。先ほどの説明の中で、栗原市においてもいくつかの団体が来年度から中総体に参加できる旨の説明をしましたが、これは、種目ごとにルールが異なります。県の中総

体主催側で基準をつくっており、これをクリアした競技団体は参加可能というものです。ただし、参加選手に市内在住や県内在住などの要件があり、これをクリアした場合に、中総体の市の大会や県の大会に出場可能という縛りがあります。しかし、これも今現在のルールにすぎず、今後、様々な課題を検討する中で、どうなっていくのかは不透明な状況です。

また、文化部についての懸念については、おっしゃるとおりだと思います。スポーツと異なり、指導者など、受け入れ可能な団体は少ない状況ですが、先ほど、教育長の話にもありましたが、学校部活動が来年度から全くなくなるということではありませんので、当面は、学校における部活動として活動していただきながら、土日祝日の活動の受け入れについて、例えば、地元の吹奏楽の団体などと協議を進めていかなければならないと考えているところです。合唱については、新しく子ども達のための団体を設立しようという動きもあるようですので、こちらとしても期待しているところです。

指導者の確保については、本日の新聞に仙台市が企業から指導者を派遣してもらうという協定を結んだことが記事になっておりました。国の進める地域移行の考え方は、都市部であれば人材が豊富なため、容易に成立するものですが、栗原市のように地方の場合は、人材の確保が難しい状況です。そこで、県では、指導者の人材バンクをつくっているようです。しかし、これは、あくまでリスト化するところまでであって、登録された人材との交渉については、各市町村が個別に行わなければならないと、また、その登録人材に対してどの程度まで責任を担ってもらうかなど具体的な条件までは、何も決まっていないなど、まだまだ課題が多い状況です。

子ども達がやりたい種目に対し、どの程度まで個別対応をしていけるのか、また、ごく少数しか希望していない種目に対してどこまでフォローすることが可能なのかなど、今後の大きな課題として対応策を検討していかなければならないと思っております。

久我委員

地域移行については、これまでも教育委員会の会議の中でも何度か話題となってきました。不透明な部分もあり、指導者の確保などの課題もあり、難しいところだと思いますが、2つほどお聞きしたい点があります。一つ目ですが、学校の生徒数が少ないために、子どもが希望する部活動がないので、市内の他の中学校に通わせたいという保護者の方の話を耳にすることがあります。手続きとして、そのような理由での学校選びは可能なのでしょうか。

二つ目は、岩手県はソフトボールが強いということで、岩手県の中学校に進みたいという方もいるようですが、それは制度的に可能なのかお伺いします。

教育部長

まず、二つ目の質問からお答えします。結論から言いますと、栗原

市の住所を置いたまま、岩手県の学校に通うことはできません。もし、どうしても通わせたいということであれば、制度上は岩手県に住所を移す必要があります。

次に、一つ目の質問についてですが、市内であらかじめ指定された中学校以外に通わせたい場合には、申請をいただいた上で、その理由を確認する必要があります。その際、指定された学校に希望する部活動がないという理由で、市内の他の学校に通わせたいということであれば、これに伴う送迎などについて、家庭で責任をもって行うことなどを条件として認めてきております。ただし、安易に、部活動を理由とする例もありますので、実際に部活動に参加しているかどうかを定期的に調査して事実確認をする旨を保護者に説明し、理解をいただいた上で、認めているという状況となっております。

市 長

ほかに御意見・御質問等ございませんか。

(なしの声あり)

市 長

御意見等ないようですので、二つ目の議題については以上としたいと思います。地域移行については、すぐに結論の出るものではありませんので、これからも各種競技団体との協議を踏まえながら、より良い形を模索していきたいと思っております。

(3)その他

市 長

本日は、2つの議題について、協議いただきましてありがとうございます。せっかくの機会でありますので、(3)その他として、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

市 長

本日、協議いたしました2つの議題については、今後の教育施策の推進にあたり、大変有意義なものとなりました。これからも栗原の子ども達のため、より良い教育環境の整備に努めてまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

それでは、本日の協議は、以上で終了いたします。進行を事務局にお返しします。

8 閉 会

教育総務課長

以上をもちまして、令和5年度栗原市総合教育会議を終了いたします。大変お疲れ様でした。

午前11時50分